

東海市告示第118号

令和7年度東海市定額減税補足給付金支給要綱を次のように定める。

令和7年6月12日

東海市長 花田勝重

令和7年度東海市定額減税補足給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和6年度東海市定額減税補足給付金支給要綱（令和6年東海市告示第131号）に基づき支給した給付金に不足が生じた者等に対し、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する定額減税補足給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高の支援をすることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和7年1月1日時点で本市の住民基本台帳に記録されている者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により県民税所得割又は市民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課されるもの等を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) ア及びイに掲げる額の合計額（その額に、1万円未満の端数があるときは、これを1万円に切り上げるものとする。）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3万円にその者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額

イ 1万円にその者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 令和6年度東海市定額減税補足給付金支給要綱第3条の規定により算出した給付金の額

(2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者

(3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項に規定する青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項に規定する事業専従者である者

(4) その他市長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者にあつては支給対象者としなない。

(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第5号の非居住者

(2) 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者

(3) 令和6年度東海市低所得世帯緊急支援給付金（住民税非課税世帯支援分）支給要綱（令和7年東海市告示第8号）に係る給付金（当該給付金と同等の給付金を含む。）の支給を受けている者

(4) 前項第2号又は第3号に該当する者であつて、次に掲げる事項に該当するもの

ア 令和6年度東海市定額減税補足給付金支給要綱に係る給付金（以下「調整給付金」という。）（当該調整給付金と同等の給付金を含む。）の支給の対象となる者又は当該者の調整給付金の額の算定に係る控除対象配偶者若しくは扶養親族であつたこと。

イ 次に掲げる要綱に係る給付金（これらの給付金と同等の給付金を含む。）の支給の対象となる世帯主又は世帯員であつたこと。

ア 令和5年度東海市低所得世帯緊急支援給付金支給要綱（令和5年東海市告

示第107号)

(イ) 令和5年度東海市低所得世帯緊急支援給付金(追加支援分)支給要綱(令和6年東海市告示第6号)

(ウ) 令和5年度東海市低所得世帯緊急支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)支給要綱(令和6年東海市告示第21号)

(エ) 令和6年度東海市低所得世帯緊急支援給付金支給要綱(令和6年東海市告示第129号)

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1項第1号に該当する者 同号ア及びイに掲げる額の合計額(その額に、1万円未満の端数があるときは、これを1万円に切り上げるものとする。)から同号ウに掲げる額を差し引いた金額。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号アを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合又は当該者が令和6年1月2日以降に国外から転入し、令和7年1月1日時点で本市の住民基本台帳に記録されている者(本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。以下「市内転入者」という。)である場合は同号イを、それぞれ零とする。

(2) 前条第1項第2号又は第3号に該当する者 4万円(当該者が市内転入者である場合は、3万円)

(3) 前条第1項第4号に該当する者 4万円から所得税法及び地方税法に規定する特別税額控除の額、既に支給を受けた調整給付金並びに前条第1項第1号の規定により支給される給付金の額を差し引いた額とする。

(事務処理基準日)

第4条 給付金の事務処理基準日(前条各号に掲げる額を課税台帳等から抽出し、給付金の額の算定等の事務処理を進める日をいう。)は、令和7年7月14日とする。

2 前項の事務処理基準日以降に生じた前条各号に掲げる額の修正等については、同条の給付金の額に反映しないものとする。

(調整給付金を支給した者に対する給付金の支給)

第5条 市長は、調整給付金を支給した者であって、第2条に掲げる支給要件を満たすことが確認できるものに対し、給付金の支給をする旨を通知することより給付金の支給の申込みを行うことができる。

2 前項の規定による申込みを受けた者は、支給の申込みを受けた際、受給の辞退又は口座の変更を申し出ることができる。

3 市長は、令和7年9月12日までに前項の規定による申出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、給付金を支払うものとする。

4 前項の規定による給付金の支払は、調整給付金の支払を行った口座への振込みにより行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、市長が別に定める方法により行うことができる。

(確認書等の送付及びその提出等)

第6条 給付金の支給を受けようとする者（前条第1項の規定による申込みを受けた者を除く。）は、支給対象者であることを確認した旨その他必要事項を次の各号に掲げるいずれかの方法により市長に提出等しなければならない。

(1) 市長が指定する申請フォームに入力し、又は登録して情報を送信する方法

(2) 確認書に市長が必要と認める書類を添えて提出する方法

2 提出者は、前項の規定による提出等に当たり、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

3 第1項第1号に係る申請フォームの案内文及び確認書は、あらかじめ市が支給対象者に対してその住所地に送付するものとする。ただし、支給対象者から別段の申出があった場合は、この限りでない。

(確認書等の提出受付開始日等)

第7条 前条の規定による提出等の受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 前条の規定による提出等の期限は、令和7年10月31日とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(支給の決定)

第8条 市長は、第6条の規定による提出等があった場合は、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、支給対象者に対し、給付金の支給を決定し、その旨を当該支給対象者に通知するものとする。

(給付金の支払)

第9条 市長は、前条の規定により給付金の支給を決定したときは、速やかに給付金を支払うものとする。

2 前項の規定による給付金の支払は、市長が指定する申請フォームにより送信された口座又は確認書に記載された口座への振込みにより行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、市長が別に定める方法により行うことができる。

(代理による確認書の提出等)

第10条 支給対象者に該当する者の指定した者（以下「代理人」という。）は、市長が必要と認める場合に限り、支給対象者に代わり、確認書の提出及び給付金の受給を行うことができる。

2 代理人が確認書の提出をする場合は、当該確認書に委任を受けた旨を記載した上で提出するものとする。この場合において、代理人は、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、代理人本人であることを証するものとする。

(市民への周知)

第11条 市は、支給対象者の要件、給付金の支給に係る手続その他の給付金の概要について、広報等により市民に周知するものとする。

(給付金の支払ができない場合等の取扱い)

第12条 市が前条の規定による周知その他の措置を行ったにもかかわらず、支給対象者から第7条第2項の期限までに確認書等の提出等が行われなかった場合には、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 確認書等の記載不備等の理由により第9条の規定による給付金の支払ができなかった場合において、市が支給対象者に対し記載事項等の確認、補正の請求等に努めたにもかかわらず、当該支給対象者がこれに応じないことその他当該支給対象者の責めに帰すべき事由により市長が別に定める日までに当該給付金の支払が完了できないときは、当該確認書等の提出等は取り下げられたものとみなす。

(支給決定の取消し及び給付金の返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金の支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支給した給付金の全部若しくは一部を返還させることがある。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 支給対象者は、給付金の支給を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。